

菅田小学校跡地利用検討委員会会則

(名称)

第1条 本会は、菅田小学校跡地利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 閉校となる予定の菅田小学校の跡地（以下「跡地」という。）を有効に活用するため、地域として跡地に必要な機能を地域の意見としてとりまとめた提案書を横浜市に提出することを目的とする。

(検討事項等)

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 跡地に設置する機能等に関すること
- (2) その他跡地の活用に関すること

(組織)

第4条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する提案書を横浜市に提出するまでの間とする。

(検討委員会)

第7条 検討委員会は、委員長の招集により開催する。

- 2 検討委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員は、代理人を出席させる場合は、検討委員会を開始する前までに事務局に連絡しなければならない。ただし、代理人は当該委員が所属する団体の構成員に限る。
- 4 検討委員会での第3条の検討事項等に係る内容は一般に公開するものとする。

(検討委員会の傍聴)

第8条 検討委員会は原則、傍聴できるものとする。

- 2 検討委員会の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、委員長の指示に従い、傍聴しなければならない。
- 3 傍聴定員は10人とする。定員を超えた場合は、抽選により決定する。ただし、委員長が必要と認めるときはこの限りではない。
- 4 委員長は、傍聴者が検討委員会の進行を妨害する等の運営に支障となる行為をし、委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者に退場を命じることができる。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

(広報)

第9条 検討委員会からの地域住民への周知や地域外への情報発信は、その内容、方法について検討委員会で協議のうえ、決定するものとする。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、神奈川区役所総務部区政推進課に置く。

(委任)

第11条 本会則に定めるもののほか、検討委員会に係る必要事項は、検討委員会で協議のうえで委員長が別に定める。

附則

本会則は、令和元年7月26日から施行する。

菅田小学校跡地利用検討委員会 委員名簿(順不同・敬称略、カッコ内は所属団体等)

小池 良幸(菅田地区自治連合会 会長)	
小川 芳夫(菅田南町自治会 会長)	
野原 清喜(西菅田団地自治会 会長)	
工藤 弘子(ひまわり団地自治会 会長)	
竹山 茂夫(菅田小学校地域防災拠点運営委員会 事務局長)	
川越 理絵(菅田小学校PTA 会長)	
鈴木 美和(菅田小学校文化・スポーツクラブ運営委員会 事務局長)	
小泉 葉子(菅田小学校放課後キッズクラブ 主任)	
高橋 博之(神奈川区社会福祉協議会 事務局長)	
松野 勝民(菅田地域ケアプラザ 所長)	
事務局	神奈川区役所 区政推進課長 藤咲
	神奈川区役所 区政推進課 企画調整係長 星野
神奈川区役所関係課	総務課、地域振興課、福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課